

福岡市土木工事における週休2日交替制工事実施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施する。

本実施要領は、週休2日の現場閉所が困難な工事において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の休日確保に取り組む工事の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) 週休2日交替制

- ① 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組みをいう。
- ② 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組みをいう。

(2) 対象期間

工事開始日から工事完成日までの期間（工期）をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

3. 対象工事

福岡市が発注する土木工事のうち、以下に該当する工事とする。

- ① 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ② 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（以下、「現場閉所困難工事」という。）

4. 発注方式

受注者希望方式による発注を基本とする。

ただし、現場条件等により当初から月単位の週休2日を行うことが出来る場合は、発注者指定方式による発注も可能とする。

① 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日交替制に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日交替制は必須）

② 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日交替制は必須）

なお、工事着手後においても再度協議を行い、月単位の週休2日交替制に取り組むよう変更することができる。

5. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間中の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上は、別紙1「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」及び別紙2「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」によるものとする。

また、休日率を算出する際、当該工事に従事した期間が1週間に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする。

	月単位の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）
労務費	1. 04	1. 02
現場管理費率	1. 03	1. 01

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において、月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

② 受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、通期の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上を満たす場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとする。

なお、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

6. 対象工事である旨の明示

現場説明書及び特記仕様書に、当該工事が週休2日工事である旨を記載するものとする。

記載内容については、別記1の「現場説明書等における記載例」を参考にするものとする。

7. 休日の確認方法

(1) 工事着手前

- ・受注者は、「計画・実施報告書」に計画を入力し、発注者へ提出する。

(2) 工事着手後

- ・発注者は、「計画・実施報告書」の計画を基に休日の取得状況を確認する。休暇の取得状況が十分でない場合は、受発注課間で調整を行い改善に取り組む。
- ・受注者は、「計画・実施報告書」に実績を入力し、発注者へ提出する。

(3) その他留意事項

- ・発注者は、休日の取得状況の確認を月1回程度行うものとする。
- ・発注者は、休日の取得状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

8. 工事成績評定の取扱い

「計画・実施報告書」により、週休2日交替制の実施が確認できた場合は、工事成績評定で評価する。

なお、達成出来なかった場合の減点は行わない。

9. 週休2日実施証明書の発行

週休2日工事に取り組み、以下の基準を満たした工事について、「週休2日実施証明書」（以下、証明書という）の発行について申請があった場合は、証明書を発行する。

(1) 証明書の発行基準

週休2日（現場閉所率が28.5%）以上を達成した場合。

(2) 発行方法

- ① 受注者は、証明書の発行を希望する場合は、工事検査完了後、監督員に「週休2日実施証明書発行申請書」（以下、申請書という）を提出する。
- ② 受注者より申請書が提出されたら、監督員は、申請書の内容を確認したうえで証明書発行の起案を行い、証明書に公印を押印したうえで、受注者へ送付する。
- ③ 発行書及び証明書の様式は別紙3、4のとおり。

附則

適用・令和 6年10月 1日

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
浸水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

現場説明書等における記載例

(1)発注者指定方式の場合

①現場説明書

本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することを前提に、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日交替制工事（発注者指定方式）である。

②特記仕様書

第〇条 週休2日交替制工事

(1)週休2日交替制工事の対象工事について

本工事は週休2日交替制工事の対象工事であり、週休2日交替制を前提とした工期を設定している。

(2)発注方式について

発注者指定方式（発注者が月単位の週休2日交替制に取り組むことを指定して実施（通期の週休2日交替制は必須））

(3)費用補正について

月単位の4週8休以上を前提に補正係数（補正率）を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合、または、通期の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を除した請負代金額へ減額変更を行うものとする。

補正率は、「福岡市土木工事における週休2日交替制工事実施要領」を参照すること。

(4)実施について

実施にあたっては、「福岡市土木工事における週休2日交替制工事実施要領」に基づき行うこと。

ホーム＞創業・産業・ビジネス＞公共工事・技術情報＞公共工事の技術管理関連＞公共工事の技術管理＞週休2日工事

(2)受注者希望方式の場合

①現場説明書

本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することを前提に、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日交替制工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

②特記仕様書

第〇条 週休2日交替制工事

(1)週休2日交替制工事の対象工事について

本工事は週休2日交替制工事の対象工事であり、週休2日交替制を前提とした工期を設定している。

(2)発注方式について

受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に月単位の週休2日交替制に取り組む旨を協議して実施（通期の週休2日交替制は必須））

(3)費用補正について

通期の4週8休以上を前提に補正係数（補正率）を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を満たす場合は、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を乗じ、請負代金を増額変更する。また、通期の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を除した請負代金額へ減額変更を行うものとする。

補正率は、「福岡市土木工事における週休2日交替制工事実施要領」を参照すること。

(4)実施について

実施にあたっては、「福岡市土木工事における週休2日交替制工事実施要領」に基づき行うこと。

ホーム＞創業・産業・ビジネス＞公共工事・技術情報＞公共工事の技術管理関連＞公共工事の技術管理＞週休2日工事